2. 他施策と連携したユニバーサルデザイン化事例

2.1. 観光推進施策と連携した事例（岐阜県高山市）

(1) 取組の背景、経緯

高山市では、観光客の減少に加え、市民の高齢化率の上昇やそれに伴う身体障害者手帳保有者の増加について課題を抱えていた。

そこで、高山市では、市民が住み良いまちにすることで、市に訪れる観光客にとっても過ごしやすいまちになると考え、平成８年に策定した第六次総合計画（平成８年～平成 16 年）で「安全・安心・快適なバリアフリー」のまちづくりを目指し、事業を進めることとなった。

また、平成 17 年度には、「住みよいまちは、行きよいまち」をまちづくりの基本理念として、第七次総合計画（平成 17 年～平成 26 年）を策定するとともに、平成 16 年 6 月に国の認定を受けた地域再生計画「誰にもやさしいまちづくり構想～福祉観光都市を目指して～」に基づいて、「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」が制定（平成 17 年 4 日 1 日施行）された。これにより、高山市では、バリアは高齢者や障害者に限らず、それぞれ個人の状況によって様々であり、バリアを取り除くのではなく、いかにバリアを生まないようにするのかが重要と考え、ユニバーサルデザインの考え方に基づく事業を進められることとなった。

さらに、現在は第八次総合計画（平成 27 年～平成 36 年）を策定し、「協働、創造、自立」をまちづくりの基本理念とし、6 つの基本分野ごとに目標や取組みを細分化した。産業・労働分野に位置付けられている観光面では、「特色ある観光地づくり」として、誰もが安心して観光できる支援団体の育成などによるバリアフリー観光を推進することとしている。

表 2-1　高山市におけるユニバーサルデザイン化に関係した計画等の経緯

時期	計画内容
平成８年度	高山市第六次総合計画（平成８年～平成１６年） ⇒「安全・安心・快適なバリアフリー」のまちづくりの推進
平成１６年度	地域再生計画「誰にもやさしいまちづくり構想」の認定 ⇒「住みよいまちは行きよいまち」を基本コンセプトとした道路等のバリアフリー化促進について、国が計画を認定し支援措置
平成１７年度	高山市第七次総合計画（平成１７年～平成２６年） ⇒「住みよいまちは、行きよいまち」がまちづくりの基本理念
	「高山市誰にもやさしいまちづくり条例」制定（平成１７年４日１日施行） http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1002129/1002130.html ⇒地域再生計画や総合計画に基づくまちづくり実現のための条例 ⇒ユニバーサルデザイン化の考えに基づく事業推進
平成２７年度	高山市第八次総合計画（平成２７年～平成３６年） ⇒「協働、創造、自立」がまちづくりの基本理念 ⇒特色ある観光地づくりとして、バリアフリー観光を推進

（3）特色ある観光地づくり

■ 飛騨民俗村

- 誰もが安心して観光できる支援団体の育成などによるバリアフリー観光の推進
- ＪＲ高山本線・高速バス路線・地域公共交通路線等の２次交通の強化や着地型ツアーの造成支援などによるハブ観光地化の推進
- 昇龍道*や北陸飛騨３つ星街道*等の広域的な連携などによる魅力のある観光エリア・周遊ルートの形成
- コンベンションやスポーツ大会の開催への支援などによる国内外のＭＩＣＥ*の推進
- ロケツーリズム*の促進などによる新たな観光資源の発掘や観光客層の開拓

まちづくり指標

指標名	現状値（H 25）	中間目標（H 31）	目標（H 36）
観光客入込者数（年間）	395 万人	452 万人	500 万人
観光客入込者数（日帰り）（年間）	197 万人	214 万人	230 万人
観光客入込者数（宿泊）（年間）	198 万人	238 万人	270 万人
観光客消費額（年間）	686 億円	790 億円	890 億円
再来訪の意向	98.7%	98%	98%

図 2-1　ユニバーサルデザイン化を踏まえた観光施策

出典：第八次高山市総合計画

(2) 取組内容

1) 道路のユニバーサルデザイン化整備

高山市では基本構想を策定していないものの、ユニバーサルデザイン化整備にあたっては、JR 高山駅を中心に約 1 キロ圏内を重点整備区域として「道路施設バリアフリー整備計画」を策定し、この区域内にある主要公共施設や福祉施設を結ぶ幹線道路及び主要商店街の幹線道路で、かつ歩行者が多い路線を対象に整備を行っている。

平成 27 年度から平成 31 年度の道路施設バリアフリー整備計画における計画路線を以下に、計画路線図を次頁に示す。

・事業計画

【歩車共存型道路整備】

①富士線　②日枝花里線　③朝日町神田線　④天満上岡本線　⑤千島花里線
⑥名田末広１号線

【歩行者移動支援施設整備】

⑦昭和線

【歩行空間舗装修繕】

歩車共存型道路整備の完了路線のうち、歩行空間に透水性合材等が使用された損傷の著しい路線の修繕を行う。

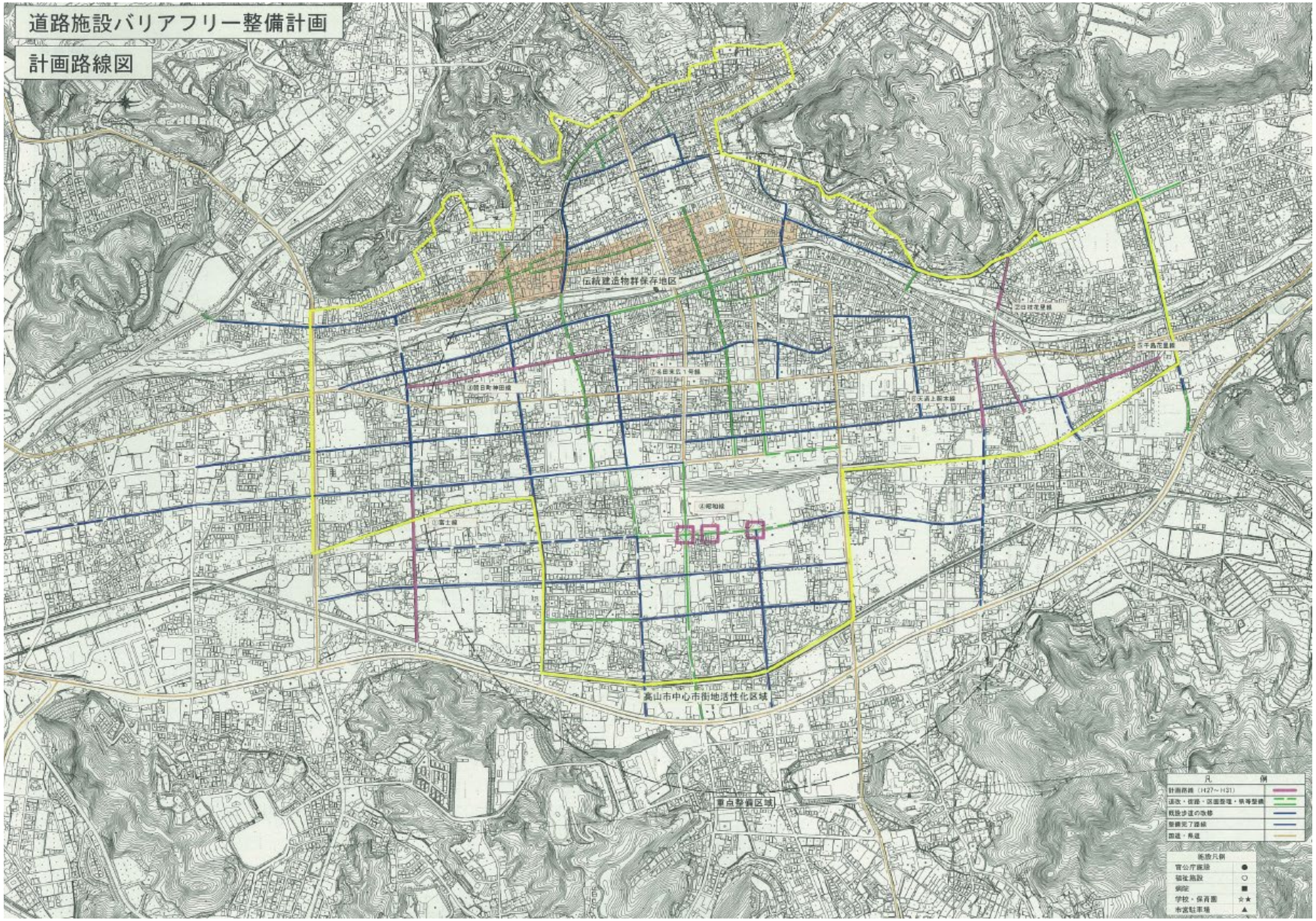

図 2-2　道路施設バリアフリー整備計画　計画路線図（高山市）

出典：高山市資料

②富士線（歩車共存型道路整備）

整備前

整備後

②日枝花里線（歩車共存型道路整備）

整備前

整備後

写真 2-1　道路のユニバーサルデザイン化状況（高山市）

出典：高山市資料

a） 道路の路側帯のカラー化：経過措置の活用（附則２）

中心市街地の道路においては、移動等円滑化基準に適合する 2mの歩道設置のため、用地確保が困難であった。

そのため、移動等円滑化基準の経過措置（附則２）を活用し、自動車交通量などを勘案して既設道路幅員内で車道幅員を狭め、側溝に蓋をして路側帯を含めて歩行空間を確保するとともに、路側帯のカラー化を行い、車両の速度抑制対策を行った。

図 2-3　経過措置を活用した路側帯のカラー化（附則２）

出典：誰にもやさしいまちづくり

b） 側溝蓋の網目の改良：基準外の整備

中心市街地では、道路横断側溝の蓋を鋼製蓋で施工している箇所が多いため、この網目に車椅子やベビーカーの車輪、視覚障害者の白杖、ハイヒール靴のかかとが落ち込んだりするなど、歩行の安全で円滑な通行に支障をきたしていた。

そのため、従来 1.5ｃｍであった側溝蓋の網目について改良し、1ｃｍ以下の細かな網目の側溝蓋への取替えを実施した。

図 2-4　側溝蓋の網目の改修（基準適用外）

出典：誰にもやさしいまちづくり

c） 融雪・発光機能がある視覚障害者誘導用ブロックの設置：基準外の整備

積雪地域である高山市では、積雪時に歩車道の境界がわかりにくく、視覚障害者誘導用ブロックが雪に埋まって見えなくなってしまう。また、夜間は横断歩道を渡ろうとする歩行者が車から見えにくいなど、夜間や積雪時において歩行者の安全で円滑な通行に課題を抱えていた。

そのため、歩車境界や視覚障害者誘導用ブロックの位置をわかりやすくする目的で、融雪・発光機能がある視覚障害者誘導用ブロックを横断歩道手前に設置した。

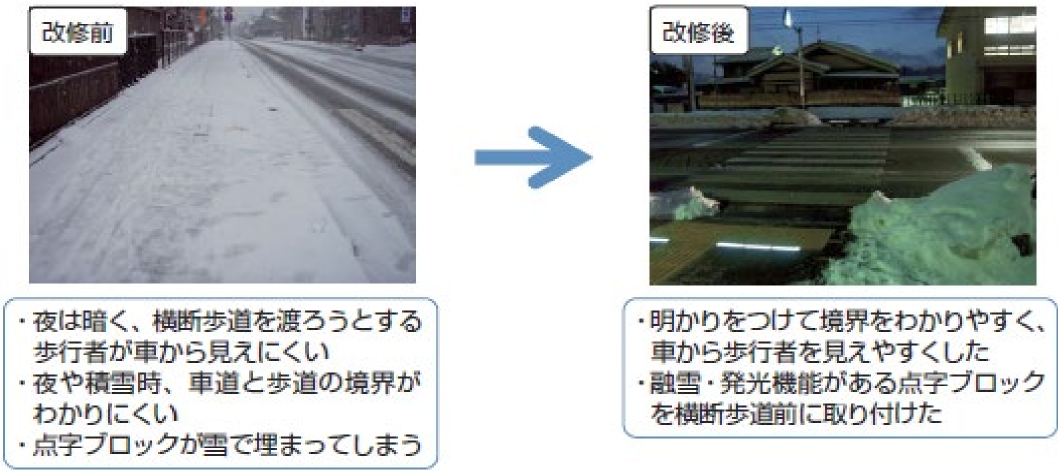

図 2-5　融雪・発光機能付き視覚障害者誘導用ブロックの設置（基準適用外）

出典：誰にもやさしいまちづくり

2） その他の取組み

a） モニターツアー（観光ニーズ調査）

観光地にあるバリアを障害者や高齢者、外国人などの視点から広く意見を集約し、施設改修に活かすための観光ニーズ調査として、モニターツアーを平成 8 年から平成 22 年にかけて実施した。毎年 1～2 回程度、市が用意した往復バスにより首都圏在住の障害者や高齢者、外国人などに市内観光してもらい、どこにバリアがあるか、何がバリアとなっているかなどの参加者の意見から、施設改修に活かすなど、利用者ニーズに応じたユニバーサルデザイン化推進のための取組みを行った。

写真 2-2　モニターツアーの状況（陣屋前朝市）

出典：誰にもやさしいまちづくり

b) 利用者への情報提供

観光施設に関する必要な情報が入手できるよう、市内施設への「バリアフリー観光情報端末機の設置」、まち中への「観光案内看板の設置」、「市のホームページのユニバーサルデザイン化対応」などの取組みを実施した。また、車いす利用者への支援策として「車いすおでかけマップ」を作成した。

近年では、第8次総合計画に位置付けられた特色ある観光づくりのため、「バリアフリー観光窓口の設置」(平成27年度)や、官民連携事業として、一般社団法人飛騨・高山コンベンション協会が運営する飛騨高山観光公式サイトへのバリアフリーに関する「特別サイトの設置」(平成27年度)や「観光ガイドブックの作成」(平成28年度)などの取組みを実施している。

利用者への情報提供に関する主な取組みを下表に示す。

表 2-2 利用者へのユニバーサルデザイン化情報提供の主な取組み一覧

実施項目	内容
バリアフリー観光情報端末機	✓ 市内施設へ観光情報端末機を車いすで利用できる位置に設置 ✓ 音声や文字、手話、アニメーションによる案内が可能
多言語観光案内板	✓ 外国人観光客向けに市内の約40箇所へ4言語併記の案内板を設置
ホームページのユニバーサルデザイン化対応	✓ 市のホームページ全体について音声読み上げ機能や文字拡大機能を追加 ✓ 観光情報サイトでは、日本語を含め12言語対応
高山市車いすおでかけマップ	✓ 市内の車いすトイレや多目的トイレの場所を示したマップ ✓ 各施設の駐車場の有無やトイレの有無などを記載
バリアフリー観光窓口	✓ 市内観光案内所に、バリアフリーに関する問合せに対応する窓口を設置
飛騨高山バリアフリー観光サイト	✓ 飛騨高山観光公式サイトに、バリアフリーに関する特別サイトを作成 ✓ 飛騨・高山コンベンション協会が運営(委託事業) ✓ 車椅子やベビーカーの貸出施設等を紹介
飛騨高山ユニバーサル観光ガイドブック	✓ 飛騨・高山コンベンション協会が発行(委託事業) ✓ 観光スポットにおける車椅子可能トイレや車椅子貸出施設、授乳・おむつ交換可能施設の位置を紹介

バリアフリー観光情報端末機

出典：誰にもやさしいまちづくり

飛騨高山ユニバーサル観光ガイドブック

出典：高山市資料

多言語観光案内板

出典：誰にもやさしいまちづくり

飛騨高山バリアフリー観光サイト

出典：飛騨高山観光公式サイト

写真 2-3　利用者への情報提供の取組み状況

3）整備効果

高山市の観光客は年々増加傾向であり、「安全・安心・快適なバリアフリー」のまちづくりを目指した平成 8 年度からの取組みにより、様々なユニバーサルデザイン化事業を実施したことも要因の一つであると考えられる。特に 50 歳以上の観光客の割合が増加しており、全国的な割合を上回っている状況である。

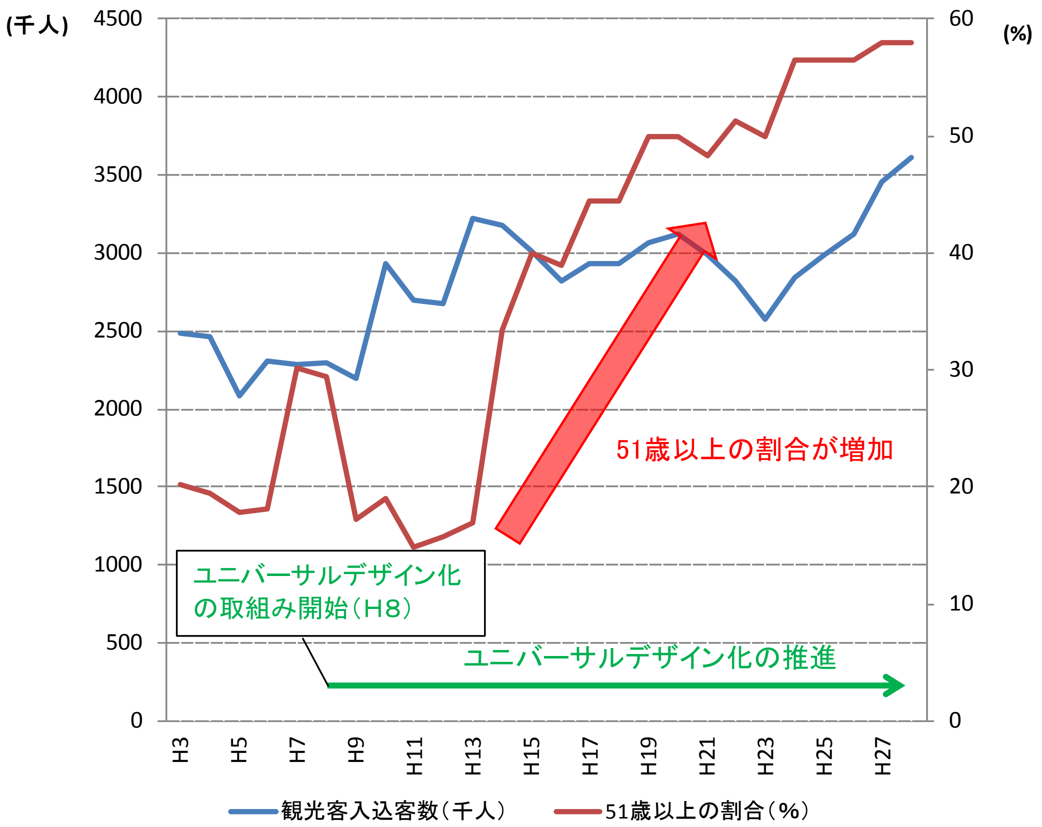

図 2-6　高山市観光入込み客の推移

出典：伊藤薫、男女・年齢別観光客の特徴とその推移－全国調査と高山市観光統計による分析－を参考に作成、2015 年 2016 年においては高山市資料より作成

4) 参考資料

○高山市誰にもやさしいまちづくり条例

平成17年3月28日
条例第62号

目次

第1章 総則(第1条～第6条)
第2章 基本的施策(第7条～第9条)
第3章 施設の整備等(第10条～第14条)
第4章 特別特定建築物における義務等(第15条～第18条)
第5章 推進指針等(第19条・第20条)
第6章 雑則(第21条～第23条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、誰にもやさしいまちづくりについて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、住む人、訪れる人、誰もが個人として尊重され、自らの意思で自由に行動し、等しく社会活動に参加する機会を有し、相互に支えあい、様々なふれあいや交流のなかで、安全に安心して快適に心ゆたかに過ごすことができるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「施行令」という。)の例による。

(1) 高齢者、障がい者等　高齢者、障がい者、妊産婦、子どもその他日常生活又は社会生活において行動上の制限を受ける者をいう。

(2) 移動等円滑化　高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

(3) 公共的施設　特定建築物、公共交通機関の施設、道路、公園その他多数の者の利用に供する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 特定建築物　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する施行令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

(5) 特別特定建築物　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定めるものをいう。

(6) 建築物特定施設　出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で施行令で定めるものをいう。

(7) 建築物移動等円滑化基準　移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する施行令で定める基準をいう。

(8) 移動等円滑化経路　高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路をいう。

(9) 公共的車両　多数の者の利用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。

(10) 公共的工作物　多数の者の利用に供する信号機、案内標識その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。

(平18条例27・一部改正)

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、相互に協力し、及び連携し、一体となって誰にもやさしいまちづくりを推進するものとする。

(1) 誰もが安心して心ゆたかに過ごせるようお互いを理解し、尊重し、支えあう心を育てること。

(2) 誰もが安全に快適に過ごせるよう利用しやすい施設や生活環境を整備すること。

(市の責務)

第4条 市は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の誰にもやさしいまちづくりに関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、必要に応じて支援するものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、誰にもやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に誰にもやさしいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する誰にもやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、誰にもやさしいまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に誰にもやさしいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する誰にもやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(支えあう心の育成)

第7条 市は、誰にもやさしいまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深め、相互に支えあう心を育成するため、市民意識の高揚、教育の充実、ふれあいや交流の促進その他必要な施策の推進に努めるとともに、あらゆる分野の施策の推進にあたって、高齢者、障がい者等に配慮するものとする。

(地域福祉の推進等)

第8条 市は、誰もが健康で生きがいをもって安心して過ごすことができるよう地域福祉の推進、子どもが健やかに育つ環境の整備、ボランティア活動の促進、健康づくり活動の充実、福祉、保健及び医療サービスの充実その他必要な施策の推進に努めるものとする。

(安全の確保等)

第9条 市は、誰もが安全に快適に過ごすことができるよう消防、防災、交通安全その他日常生活及び社会生活における安全の確保に努めるとともに、情報の提供、地域ぐるみの雪対策、個人の特性に応じたサービスの提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

第3章 施設の整備等

(公共的施設の整備)

第10条 公共的施設を建築(新築、増築、改築及び用途を変更することをいう。以下同じ。)し、新設し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをしようとする者は、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的工作物の整備)

第11条 公共的工作物を設置し、又は管理する者は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(交通環境の整備)

第12条 市は、高齢者、障がい者等が安全に安心して移動できるよう公共交通機関を中心とした交通体系の整備、公共的施設への移動経路の整備その他必要な施策の推進に努めるものとする。

2 公共的車両を所有し、又は管理する者は、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅及び居住環境の整備等)

第13条 市民は、その所有する住宅を現在及び将来にわたって安全に快適に生活できるよう整備及び維持に努めるものとする。

2 市民は、その居住する地域において、高齢者、障がい者等に配慮した居住環境の整備及び維持に努めるものとする。

3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障がい者等が安全に快適に生活できるよう配慮された住宅の供給及び居住環境の整備に努めるものとする。

(認定証の交付)

第 14 条　市長は、市民及び事業者が公共的施設等(公共的施設、公共的工作物及び公共的車両をいう。)を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備していると認めるとき、又は市長が別に定める基準に適合するサービスを提供していると認めるときは、規則で定めるところにより、証票(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2　認定証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第 4 章　特別特定建築物における義務等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第 15 条　法第 14 条第 3 項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1)　学校(施行令第 5 条第 1 号に規定する特定建築物を除く。)

(2)　共同住宅

(3)　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(施行令第 5 条第 9 号に規定する特定建築物を除く。)

(平 18 条例 27・一部改正)

(特別特定建築物の建築の規模)

第 16 条　法第 14 条第 3 項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物(前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。)の建築の規模は、別表の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表右欄に掲げる数値であることとする。

(平 18 条例 27・一部改正)

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第 17 条　法第 14 条第 3 項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げるものとし、構造及び配置に関する基準は、規則で定める。

(1)　階段

(2)　便所

(3)　浴室等(浴室又はシャワー室をいう。)

(4)　ホテル又は旅館の客室

(5)　移動等円滑化経路

(平 18 条例 27・一部改正)

(適用除外)

第 18 条　第 15 条から前条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障がい者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

第5章 推進指針等

(推進指針)

第19条 市長は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 誰にもやさしいまちづくりに関する目標

(2) 誰にもやさしいまちづくりに関する施策の方向

(3) 市、市民及び事業者が一体となって誰にもやさしいまちづくりを推進するための具体的方針

(4) 前3号に掲げるもののほか、誰にもやさしいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する高山市誰にもやさしいまちづくり推進会議に諮るものとする。

(誰にもやさしいまちづくり推進会議)

第20条 誰にもやさしいまちづくりの推進について調査審議するため、高山市誰にもやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

(1) 推進指針に関すること。

(2) 認定証の基準に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、誰にもやさしいまちづくりの推進に関すること。

3 推進会議は、必要に応じ、誰にもやさしいまちづくりの推進について、関係者から意見を聴くことができる。

4 推進会議は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民を代表する者

(2) 事業者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員は、非常勤とする。

7 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 推進会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

9 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

10 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6章 雑則

(調査研究)

第21条　市は、誰にもやさしいまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条　市は、誰にもやさしいまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第23条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際、現に公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該施設を高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる状況であるかを把握するとともに、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則(平成18年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第16条関係)　(平18条例27・一部改正)

特別特定建築物	床面積の合計
学校	規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
郵便局、銀行	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	500平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	
集会場又は公会堂	1,000平方メートル
展示場	
体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
ホテル又は旅館	